

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	市街地再開発促進区域内における建築の許可
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	都市再開発法第 7 条の 4 第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	都市再開発法第 7 条の 4 第 1 項・第 2 項 都市再開発法施行令第 1 条の 6
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(1) 町の区域内の市街地再開発促進区域内においては、建築基準法第 5 9 条第 1 項第 1 号に該当する建築物（同項第 2 号又は第 3 号に該当する建築物を除く。）の建築をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。ただし、非常災害のため必要な応急措置として行う行為又は階数が 2 以下で、かつ、地階を有しない木造の建築物の改築又は移転については、この限りでない。</p> <p>(2) 町長は、許可の申請があった場合において、当該建築が第 7 条の 6 第 4 項の規定により買い取らない旨の通知があった土地におけるものであるときは、その許可をしなければならない。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>3 0 日</p>
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	個人施行者の第一種市街地再開発事業の認可
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	都市再開発法第 7 条の 9 第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	都市再開発法第 7 条の 9 第 1 項
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 法第 2 条の 2 第 1 項の規定により第一種市街地再開発事業を施行しようとする者は、1 人で施行しようとする者にあつては規準及び事業計画を定め、数人共同して施行しようとする者にあつては規約及び事業計画を定め、その第一種市街地再開発事業の施行について町長の認可を受けなければならない。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	9 0 日
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	公共施設の管理者の同意（町長が公共施設管理者である場合）
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	都市再開発法第 7 条の 12

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	都市再開発法施行令第 2 条
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 1. 第一種市街地再開発事業の施行について町長による認可を申請しようとする者は、あらかじめ、事業計画につき、施行地区内にある公共施設の管理者、当該第一種市街地再開発事業の施行により整備される公共施設の管理者又は管理者となるべき者その他政令で定める施設の管理者又は管理者となるべき者の同意を得なければならない。 2. 前項の政令で定める施設とは、都市再開発法施行令第 2 条の規定により、市街地再開発事業の施行により整備される鉄道施設及び自動車ターミナルである。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	60 日
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	規準又は規約及び事業計画の変更の認可
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	都市再開発法第 7 条の 16 第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	都市再開発法第 7 条の 16 第 1 項
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 個人施行者は、規準若しくは規約又は事業計画を変更しようとするときは、町長の認可を受けなければならない。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	60 日
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	1人で施行する第一種市街地再開発事業の施行者が数人となった場合の規約の認可
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	都市再開発法第 7 条の 17 第 4 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	都市再開発法第 7 条の 17 第 4 項
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 1人で施行する第一種市街地再開発事業において、施行者が数人となったときは、その第一種市街地再開発事業は、法第 2 条の 2 第 1 項の規定により数人共同して施行する第一種市街地再開発事業となるものとする。この場合において、施行者は、遅滞なく、法第 7 条の 9 第 1 項の規約を定め、その規約について町長の認可を受けなければならない。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	60 日
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	第一種市街地再開発事業の終了の認可
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	都市再開発法第 7 条の 20 第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	都市再開発法第 7 条の 20 第 1 項
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 個人施行者は、第一種市街地再開発事業を終了しようとするときは、その終了について町長の認可を受けなければならない。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	6 0 日
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	市街地再開発組合の設立の認可
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	都市再開発法第 11 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	都市再開発法第 7 条の 11 第 1 項、第 12 条第 1 項 都市再開発法施行規則第 7 条、第 8 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(1) 第一種市街地再開発事業の施行区域内の宅地について所有権又は借地権を有する者は、5 人以上共同して、定款及び事業計画を定め、町長の認可を受けて組合を設立することができる。</p> <p>(2) 事業計画においては、施行地区（施行地区を工区に分けるときは、施行地区及び工区）、設計の概要、事業施行期間及び資金計画を定めなければならない。</p> <p>(3) (2) の設計の概要の設定に関する技術的基準は施行規則第 7 条に、資金計画に関する技術的基準は施行規則第 8 条による。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>90 日</p>
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	市街地再開発組合の事業計画の認可
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	都市再開発法第 11 条第 3 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	都市再開発法第 7 条の 11 第 1 項・第 3 項、第 12 条第 1 項・第 3 項 都市再開発法施行規則第 7 条、第 8 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(1) 法第 11 条第 2 項に基づき事業計画の決定に先立って設立された市街地再開発組合は、町長の認可を受けて事業計画を定めるものとする。</p> <p>(2) 事業計画においては、施行地区（施行地区を工区に分けるときは、施行地区及び工区）、設計の概要、事業施行期間及び資金計画を定めなければならない。</p> <p>(3) 事業計画は、設立にあたって定めた事業基本方針に即したものでなければならない。</p> <p>(4) (2)の設計の概要の設定に関する技術的基準は施行規則第 7 条に、資金計画に関する技術的基準は施行規則第 8 条による。 (設計の概要の設定に関する基準)</p> <p>① 設計の概要は、施行地区内の水道施設等の機能の維持と災害時における避難路等災害防止上必要な施設の確保を考慮して定めなければならない。</p> <p>② 設計の概要は、施行地区又はその周辺の地域における義務教育施設、水道施設等の公益的施設の整備の状況を勘案して、当該施行地区及びその周辺の地域における利便の保全が図られるように定めなければならない。</p> <p>③ 設計の概要は、施設建築物に関し権利を与えられることとなる者の居住条件等を考慮して、できる限り、当該施設建築物の低廉化を図るよう定めなければならない。</p> <p>④ 施設建築物の構造は、用途が同一であり、又は類似する施設建築物の各戸を集約的に配置することができること、各戸の利用の独立性を確保すること等その合理的利用を確保することができるものとしなければならない。</p> <p>⑤ 施設建築物の構造は、施設建築物の規模及び各階の用途に応じた施設建築物の安全性並びに各階の用途に応じた機能が確保されたものとしなければならない。</p> <p>⑥ 施設建築物の廊下、階段その他の共用部分は、施設建築物の規模及び用途構成に応じた適正な規模及び配置のものとし、管理保全の利便が確保されたものとしなければならない。</p> <p>⑦ 施設建築敷地内の広場、駐車施設、遊び場その他の共同施設は、施設建築物の規模及び建築形態並びに用途構成に応じて、良好な都市環境が形成され</p>

	<p>るよう適切に配置しなければならない。</p> <p>⑧ 施設建築敷地内の通路は、施設建築物の各棟から公共施設及び当該地区内の広場、駐車施設、遊び場その他の共同施設に適切に連絡するように配置しなければならない。</p> <p>⑨ 設計の概要は、消防に必要な水利を設けるように定めなければならない。</p> <p>⑩ 施設建築敷地内の主要な給水施設、排水施設、電気施設及びガス施設は、施設建築物の規模及び用途構成に応じ、当該区域について想定される需要を確保することができるよう適切に配置しなければならない。</p> <p>(資金計画に関する基準)</p> <p>① 資金計画のうち収入予算においては、収入の確実であると認められる金額を収入金として計上しなければならない。</p> <p>② 資金計画のうち支出予算においては、適正かつ合理的な基準によりその経費を算定し、これを支出金として計上しなければならない。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>90日</p>
備 考	
設 定 日	平成27年10月31日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	定款、事業計画及び事業基本方針の変更の認可
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	都市再開発法第 38 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	都市再開発法第 17 条、第 38 条第 2 項
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 町長は、定款、事業計画及び事業基本方針の変更の認可の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、その認可をしなければならない。 (1) 申請手続が法令に違反していること。 (2) 定款又は事業計画若しくは事業基本方針の決定手続又は内容が法令（事業計画の内容にあっては、法第 16 条第 3 項に規定する都道府県知事の命令を含む。）に違反していること。 (3) 事業計画又は事業基本方針の内容が当該第一種市街地再開発事業に関する都市計画に適合せず、又は事業施行期間が適切でないこと。 (4) 当該第一種市街地再開発事業を遂行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分でないこと。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	90 日
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	市街地再開発組合の解散の認可
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	都市再開発法第 45 条第 4 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	都市再開発法第 45 条第 4 項
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 組合は、総会の議決又は事業の完成により解散しようとするときは、町長の認可を受けなければならない。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	90 日
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	清算事務に係る決算報告書の承認
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	都市再開発法第 49 条

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	都市再開発法第 49 条
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 清算人は、清算事務が終わったときは、遅滞なく、決算報告書を作成し、これについて町長の承認を得た後、これを組合員に報告しなければならない。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	30 日
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	再開発会社が施行する第一種市街地再開発事業の認可
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	都市再開発法第 50 条の 2 第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	都市再開発法第 50 条の 2 第 1 項
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 市街地再開発事業を施行しようとする者は、規準及び事業計画を定め、町長の認可を受けなければならない。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	90 日
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	再開発会社が施行する第一種市街地再開発事業の規準及び事業計画の変更の認可
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	都市再開発法第 50 条の 9

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	都市再開発法第 50 条の 7、第 50 条の 9
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>町長は、認可の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、認可をしなければならない。</p> <p>(1) 申請者が法第 2 条の 2 第 3 項各号（下記①～④）に掲げる要件のすべてに該当する株式会社でないこと。</p> <p>① 市街地再開発事業の施行を主たる目的とするものであること。</p> <p>② 公開会社でないこと。</p> <p>③ 施行地区となるべき区域内の宅地について所有権又は借地権を有する者が、総株主の議決権の過半数を保有していること。</p> <p>④ 前号の議決権の過半数を保有している者及び当該株式会社が所有する施行地区となるべき区域内の宅地の地積とそれらの者が有するその区域内の借地の地積との合計が、その区域内の宅地の総地積と借地の総地積との合計の三分の二以上であること。この場合において、所有権又は借地権が数人の共有に属する宅地又は借地について前段に規定する者が共有持分を有しているときは、当該宅地又は借地の地積に当該者が有する所有権又は借地権の共有持分の割合を乗じて得た面積を、当該宅地又は借地について当該者が有する宅地又は借地の地積とみなす。</p> <p>(2) 申請手続が法令に違反していること。</p> <p>(3) 規準又は事業計画の決定手続又は内容が法令（法第 50 条の 6 において準用する法第 16 条第 3 項に規定する都道府県知事の命令を含む。）に違反していること。</p> <p>(4) 事業計画の内容が当該市街地再開発事業に関する都市計画に適合せず、又は事業施行期間が適切でないこと。</p> <p>(5) 当該市街地再開発事業を遂行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分でないこと。</p>
参 考 資 料	

標準処理期間	■設定 □未設定
	90日
備考	
設定日	平成27年10月31日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	再開発会社の合併・分割、事業譲渡・譲受の承認（第一種市街地再開発事業に係るものに限る。）
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	都市再開発法第 50 条の 12 第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	都市再開発法第 50 条の 7、第 50 条の 12 第 2 項
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>町長は、承認の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当せず、規 準及び事業計画の変更を伴わないと認めるときは、認可をしなければならない。</p> <p>(1) 申請者が法第 2 条の 2 第 3 項各号（下記①～④）に掲げる要件のすべてに該当 する株式会社でないこと。</p> <p>① 市街地再開発事業の施行を主たる目的とするものであること。</p> <p>② 公開会社でないこと。</p> <p>③ 施行地区内の宅地について所有権又は借地権を有する者が、総株主の議決 権の過半数を保有していること。</p> <p>④ 前号の議決権の過半数を保有している者及び当該株式会社が所有する施 行地区内の宅地の地積とそれらの者が有するその区域内の借地の地積との 合計が、その区域内の宅地の総地積と借地の総地積との合計の三分の二以上 であること。この場合において、所有権又は借地権が数人の共有に属する宅 地又は借地について前段に規定する者が共有持分を有しているときは、当該 宅地又は借地の地積に当該者が有する所有権又は借地権の共有持分の割合 を乗じて得た面積を、当該宅地又は借地について当該者が有する宅地又は借 地の地積とみなす。</p> <p>(2) 申請手続が法令に違反していること。</p> <p>(3) 当該市街地再開発事業を遂行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に 遂行するために必要なその他の能力が十分でないこと。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>90 日</p>
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	再開発会社が施行する第一種市街地再開発事業の終了の認可
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	都市再開発法第 50 条の 15 第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	都市再開発法第 50 条の 15 第 1 項
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 再開発会社は、市街地再開発事業を終了しようとするときは、その終了について町長の認可を受けなければならない。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	60 日
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	測量、調査のための土地の立入りの許可
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	都市再開発法第 60 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	都市再開発法第 60 条第 1 項
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 施行者となろうとする者若しくは組合を設立しようとする者又は施行者は、第一種市街地再開発事業の施行の準備又は施行のため他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う必要があるときは、その必要の限度において、他人の占有する土地に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。ただし、個人施行者若しくは再開発会社となろうとする者若しくは組合を設立しようとする者又は個人施行者、組合若しくは再開発会社にあつては、あらかじめ、町長の許可を受けた場合に限る。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 30 日
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	測量、調査のための建築物等の立入り許可
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	都市再開発法第 60 条第 2 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	都市再開発法第 60 条第 1 項・第 2 項
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>次に掲げる公告があった日後、施行者が第一種市街地再開発事業の施行の準備又は施行のため他人の占有する建築物その他の工作物に立ち入って測量又は調査を行う必要があるときは、その必要の限度において、他人の占有する土地に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。ただし、個人施行者、組合若しくは再開発会社にあつては、あらかじめ、町長の許可を受けた場合に限る。</p> <p>① 個人施行者が施行する第一種市街地再開発事業にあつては、その施行についての認可の公告又は新たな施行地区の編入に係る事業計画の変更の認可の公告</p> <p>② 組合が施行する第一種市街地再開発事業にあつては、法第 19 条第 1 項の公告又は新たな施行地区の編入に係る事業計画の変更の認可の公告</p> <p>③ 再開発会社が施行する第一種市街地再開発事業にあつては、その施行についての認可の公告又は新たな施行地区の編入に係る事業計画の変更の認可の公告</p> <p>④ 地方公共団体が施行する第一種市街地再開発事業にあつては、事業計画の決定の公告又は新たな施行地区の編入に係る事業計画の変更の公告</p> <p>⑤ 機構等が施行する第一種市街地再開発事業にあつては、施行規程及び事業計画の認可の公告又は新たな施行地区の編入に係る事業計画の変更の認可の公告</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>30 日</p>
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	障害物の伐除又は土地の試掘等の許可
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	都市再開発法第 61 条第 1 項・第 3 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	都市再開発法第 61 条第 1 項・第 3 項
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>次に掲げる要件をすべて満たしていることが必要となる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 都市再開発法第 61 条第 1 項の規定により都道府県知事の許可を受け、他人の占有する土地に立入って測量又は調査を行う者が申請を行うこと。 測量又は調査をするためにやむを得ず障害物等を伐除又は試掘等をする必要があること。 <ol style="list-style-type: none"> 他の方法によることが物理的に不可能又は困難である場合 他の方法によることが経済的にみて、社会通念上過度な負担を与える場合 次に掲げるように伐除又は試掘等の対象が適切であること。 <ol style="list-style-type: none"> 植物又はかき、さく等の価額と同程度あるいはそれ以下の経済的価値及び社会的機能を有するもので、所有者又は占有者の被る損失の比較的軽微なもの 所有者及び占有者がその場所にいらないため、その承諾を得ることが困難な場合であること。 <p>※所有者と占有者がその場において承諾しないという場合を除く。</p> 伐除又は試掘等を行っても、社会通念上現状を著しく損傷されないこと。 <p>※大きな樹木を伐除したり、かき、さく等であっても、石垣、土壁、板壁等を全面的に破壊する等の作業は、現状が大きく損なわれる作業とみなす。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>60 日</p>
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	標識の移転、除却等の承諾（町長が設置者の場合）
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	都市再開発法第 64 条第 2 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	都市再開発法施行規則第 21 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>1. 何人も第一種市街地再開発事業の施行の準備又は施行に必要な測量を行うため、都市再開発法施行規則第 21 条に規定する標識を設置者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。</p> <p>2. 町長が設置した標識については、次に該当する場合に移転し、又は除去することを承諾する。</p> <p>(1) 移転 公共工事の実施等真にやむを得ない事由があり、かつ、従前同様に周知することが可能な場所に移転される場合</p> <p>(2) 除却 災害救助に必要な場合その他の緊急の場合</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>30 日</p>
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	事業施行地区内の土地の形質の変更又は建築行為等の許可
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	都市再開発法第 66 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	都市再開発法第 66 条第 1 項 都市再開発法施行令第 24 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>第 6 0 条第 2 項各号に掲げる公告があった後は、町の区域内の施行地区内において、個人施行者、組合、再開発会社若しくは機構等が施行し、又は町が第 2 条の 2 第 4 項の規定により施行する第一種市街地再開発事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築を行い、又は重量が 5 トンをこえる物件（容易に分割され、分割された各部分の重量がそれぞれ 5 トン以下となるものを除く。）の設置若しくは堆積を行おうとする者は、町長の許可を受けなければならない。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>6 0 日</p>
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	土地の形質の変更等の承認
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	都市再開発法第 66 条第 7 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	都市再開発法第 66 条第 8 項
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 (1) 法第 60 条第 2 項各号に掲げる公告があった後に、施行地区内において土地の形質の変更、建築物その他の工作物の新築、改築、増築若しくは大修繕又は物件の付加増置（以下「土地の形質の変更等」と総称する。）がされたときは、当該土地の形質の変更等について町長の承認があった場合を除き、当該土地、工作物又は物件に関する権利を有する者は、当該土地の形質の変更等が行われる前の土地、工作物又は物件の状況に基づいてのみ、施行者に対する権利を主張することができる。 (2) (1)の承認の申請があったときは、町長は、あらかじめ、施行者の意見を聴いて、当該土地の形質の変更等が災害の防止その他やむを得ない理由に基づき必要があると認められる場合に限り、その承認をするものとする。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	60 日
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	施行地区内の権利の処分の承認
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	都市再開発法第 70 条第 2 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	都市再開発法施行規則第 24 条
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 1. 権利処分の相手方が、当該登記に係る宅地若しくは建築物を施行規程又は事業計画に従って利用すると認められること。 2. 権利処分の理由は、転勤、転職、死亡、疾病、家族構成の変化等やむを得ないであることが認められるものであること。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	60 日
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	特定建築者の決定
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	都市再開発法第 99 条の 3 第 2 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	都市再開発法第 99 条の 3 第 2 項、第 99 条の 4 都市再開発法施行規則第 34 条の 3、第 34 条の 4
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 町長は、特定建築者を公募したときは、次に掲げる条件を備えた者で、その者が提出した特定施設建築物の建築計画及び管理処分に関する計画が事業計画及び権利変換計画に適合し、かつ、当該第一種市街地再開発事業の目的を達成する上で最も適切な計画であるものを特定建築者として選定する。 (1) 特定施設建築物を建築するのに必要な資力及び信用を有する者であること。 (2) 都市再開発法第 99 条の 6 第 2 項の規定による譲渡の対価の支払能力がある者であること。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	60 日
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	建築計画変更の承認
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	都市再開発法第 99 条の 7

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	都市再開発法第 99 条の 7
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 町長は、次に該当する場合に限り、個々の事情を勘案して変更を承認するものとする。 (1) 建築計画に従い特定施設建築物を建築することができないやむを得ない事情があるとき。 (2) 事業計画及び権利変換計画に適合する範囲内であること。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	90日
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	債務の弁済に関する計画の承認（町長が事業代行者である場合）
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	都市再開発法第 117 条第 3 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	都市再開発法第 117 条第 3 項
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 1. 財産の処分及び債務の弁済に関する計画書が適正であるか。 2. 事業代行後、事業が円滑に履行できるかどうか。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	90 日
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	施行地区内の土地等の処分の承認（町長が第二種市街地再開発事業の施行者である場合）
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	都市再開発法第 118 条の 3 第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	都市再開発法第 118 条の 3 第 2 項
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 1. 施行者から払渡しを受けることとなる宅地、借地権又は建築物の対償に代えて、建築施設の部分の譲受けを希望する旨の申出をした者（都市再開発法第 118 条の 2 第 4 項の規定により譲受け希望の申出をしたものとみなされた者を含む。）は、その者が施行地区内に有する宅地、借地権又は建築物の処分をするには、町長の承認を得なければならない。 2. 町長は、次に掲げる理由がない限り承認しなければならない。 (1) 事業の遂行に重大な支障が生ずるおそれがあること。 (2) その他正当な理由があること。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	90 日
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	譲受け希望の申出等の撤回の同意
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	都市再開発法第 118 条の 5 第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	都市再開発法 118 条の 5 第 2 項
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>1. 都市再開発法第 118 条の 2 第 1 項の規定により建築施設の部分の譲受けを希望する旨の申出をした者（都市再開発法第 118 条の 2 第 4 項の規定により譲受け希望の申出をしたものとみなされた者を含む。）又は同条第 5 項の規定により賃借り希望の申出をした者は、公告があった日から起算して 30 日が経過した後においては、施行者の同意を得た場合に限り、その譲受け希望の申出又は賃借り希望の申出を撤回することができる。</p> <p>2. 町長は、事業の遂行に重大な支障がない限り、同意をしなければならない。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>90 日</p>
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	建築計画変更の承認（第 99 条の 7 準用）
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	都市再開発法第 118 条の 28 第 2 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	都市再開発法第 99 条の 7
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 町長は、次に該当する場合に限り、個々の事情を勘案して変更を承認するものとする。 (1) 建築計画に従い特定施設建築物を建築することができないやむを得ない事情があるとき。 (2) 事業計画及び権利変換計画に適合する範囲内であること。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	90 日
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	標識の移転、除却等の承諾（町長が設置者の場合。第 64 条第 2 項準用）
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	都市再開発法第 118 条の 29

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	都市再開発法第 64 条 都市再開発法施行規則第 21 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>1. 何人も第二種市街地再開発事業の施行の準備又は施行に必要な測量を行うため、都市再開発法施行規則第 21 条に規定する標識を設置者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。</p> <p>2. 町長が設置した標識については、次に該当する場合に移転し、又は除去することを承諾する。</p> <p>(1) 移転 公共工事の実施等真にやむを得ない事由があり、かつ、従前同様に周知することが可能な場所に移転される場合</p> <p>(2) 除却 災害救助に必要な場合その他の緊急の場合</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>30 日</p>
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	公共施設管理者の承認
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	都市再開発法第 121 条第 2 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	都市再開発法施行令第 47 条
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 個人施行者、組合又は再開発会社が施行する市街地再開発事業について、市街地再開発事業の施行により整備されることとなる重要な公共施設であって都市再開発法施行令第 47 条で定めるものの整備に係る費用負担の求めがあった場合には、予算の定めるところにより承認するものとする。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	90 日
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	再開発事業計画の認定
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	都市再開発法第 129 条の 2 第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	都市再開発法第 129 条の 3 都市再開発法施行令第 1 条の 3、第 46 条の 18 都市再開発法施行規則第 37 条の 12
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>町長は、再開発事業計画の変更の認定の申請があった場合において、当該申請に係る変更後の再開発事業計画が次に掲げる条件に該当すると認めるときは、再開発事業計画の変更の認定をすることができる。</p> <p>(1) 再開発事業区域が法第 2 条の 3 第 1 項第 2 号又は第 2 項の地区内にあり、次に掲げる条件に該当すること。</p> <p>ア 当該再開発事業区域内にある耐火建築物で次に掲げるもの以外のものの建築面積の合計が、当該再開発事業区域内にあるすべての建築物の建築面積の合計のおおむね 2 分の 1 以下であること又は当該再開発事業区域内にある耐火建築物で次に掲げるもの以外のものの敷地面積の合計が、当該再開発事業区域内のすべての宅地の面積の合計のおおむね 2 分の 1 以下であること。</p> <p>① 施行令第 46 条の 18 が準用する同令第 1 条の 3 で定める耐用年限の 3 分の 2 を経過しているもの</p> <p>② 災害その他の理由により①に掲げるものと同程度の機能低下を生じているもの</p> <p>③ 容積率が、当該再開発事業区域に係る都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域に関する都市計画において定められた建築物の容積率（当該再開発事業区域の全部又は一部について定められた同号に規定する用途地域に関する都市計画以外の都市計画において建築物の容積率の最高限度が定められている場合にあつては、当該最高限度の割合。（2）のウにおいて「基準割合」という。）の 3 分の 1 未満であるもの</p> <p>④ 都市計画施設である公共施設の整備に伴い除却すべきもの</p> <p>イ 当該再開発事業区域内に十分な公共施設がないこと、当該再開発事業区域内の土地の利用が細分されていること等により、当該再開発事業区域内の土地の利用状況が著しく不健全であること。</p> <p>(2) 建築物及び建築敷地の整備並びに公共施設の整備に関する計画が、第 2 条の 3 第 1 項第 2 号又は第 2 項の地区の整備又は開発の計画の概要に即したものであり、かつ、次に掲げる条件に該当すること。</p> <p>ア 建築する建築物の地階を除く階数が三以上の耐火建築物であること。</p>

	<p>イ 建築する建築物の建築面積が、施行規則第 37 条の 12 第 1 項で定める規模以上であること。</p> <p>ウ 建築する建築物の容積率の基準割合に対する割合が、施行規則第 37 条の 12 第 2 項で定める割合以上であること。</p> <p>エ 建築する建築物の建ぺい率が、建築基準法第 53 条の規定により建ぺい率の限度が定められている場合にあつては当該限度から施行規則第 37 条の 12 第 3 項で定める数値を減じた数値以下、同条の規定により建ぺい率の限度が定められていない場合にあつては施行規則第 37 条の 12 第 4 項で定める数値以下であること。</p> <p>オ 道路、公園その他の公共施設が、当該再開発事業区域の良好な都市環境を形成するよう必要な位置に適切な規模で配置されていること。</p> <p>(3) 再開発事業計画の内容が再開発事業区域について定められた都市計画に適合していること。</p> <p>(4) 再開発事業計画の内容が当該都市の機能の更新に貢献するものであること。</p> <p>(5) 再開発事業の実施期間が当該再開発事業を確実に遂行するため適切なものであること。</p> <p>(6) 再開発事業を遂行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>180日</p>
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	再開発事業計画の変更の認定
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	都市再開発法第 129 条の 5 第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	都市再開発法第 129 条の 3、第 129 条の 5 第 2 項 都市再開発法施行令第 1 条の 3、第 46 条の 18 都市再開発法施行規則第 37 条の 12
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>町長は、再開発事業計画の変更の認定の申請があった場合において、当該申請に係る変更後の再開発事業計画が次に掲げる条件に該当すると認めるときは、再開発事業計画の変更の認定をすることができる。</p> <p>(1) 再開発事業区域が法第 2 条の 3 第 1 項第 2 号又は第 2 項の地区内にあり、次に掲げる条件に該当すること。</p> <p>ア 当該再開発事業区域内にある耐火建築物で次に掲げるもの以外のものの建築面積の合計が、当該再開発事業区域内にあるすべての建築物の建築面積の合計のおおむね 2 分の 1 以下であること又は当該再開発事業区域内にある耐火建築物で次に掲げるもの以外のものの敷地面積の合計が、当該再開発事業区域内のすべての宅地の面積の合計のおおむね 2 分の 1 以下であること。</p> <p>① 施行令第 46 条の 18 が準用する同令第 1 条の 3 で定める耐用年限の 3 分の 2 を経過しているもの</p> <p>② 災害その他の理由により①に掲げるものと同程度の機能低下を生じているもの</p> <p>③ 容積率が、当該再開発事業区域に係る都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域に関する都市計画において定められた建築物の容積率（当該再開発事業区域の全部又は一部について定められた同号に規定する用途地域に関する都市計画以外の都市計画において建築物の容積率の最高限度が定められている場合にあつては、当該最高限度の割合。（2）のウにおいて「基準割合」という。）の 3 分の 1 未満であるもの</p> <p>④ 都市計画施設である公共施設の整備に伴い除却すべきもの</p> <p>イ 当該再開発事業区域内に十分な公共施設がないこと、当該再開発事業区域内の土地の利用が細分されていること等により、当該再開発事業区域内の土地の利用状況が著しく不健全であること。</p> <p>(2) 建築物及び建築敷地の整備並びに公共施設の整備に関する計画が、第 2 条の 3 第 1 項第 2 号又は第 2 項の地区の整備又は開発の計画の概要に即したものであり、かつ、次に掲げる条件に該当すること。</p> <p>ア 建築する建築物の地階を除く階数が三以上の耐火建築物であること。</p>

	<p>イ 建築する建築物の建築面積が、施行規則第 37 条の 12 第 1 項で定める規模以上であること。</p> <p>ウ 建築する建築物の容積率の基準割合に対する割合が、施行規則第 37 条の 12 第 2 項で定める割合以上であること。</p> <p>エ 建築する建築物の建ぺい率が、建築基準法第 53 条の規定により建ぺい率の限度が定められている場合にあつては当該限度から施行規則第 37 条の 12 第 3 項で定める数値を減じた数値以下、同条の規定により建ぺい率の限度が定められていない場合にあつては施行規則第 37 条の 12 第 4 項で定める数値以下であること。</p> <p>オ 道路、公園その他の公共施設が、当該再開発事業区域の良好な都市環境を形成するよう必要な位置に適切な規模で配置されていること。</p> <p>(3) 再開発事業計画の内容が再開発事業区域について定められた都市計画に適合していること。</p> <p>(4) 再開発事業計画の内容が当該都市の機能の更新に貢献するものであること。</p> <p>(5) 再開発事業の実施期間が当該再開発事業を確実に遂行するため適切なものであること。</p> <p>(6) 再開発事業を遂行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>180日</p>
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	認定事業者の地位の承継の認定
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	都市再開発法第 129 条の 7

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	都市再開発法第 129 条の 7
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 認定事業者の一般承継人又は認定事業者から認定再開発事業計画に係る再開発事業区域内の土地の所有権その他当該認定再開発事業計画に係る再開発事業の実施に必要な権原を取得した者は、町長の承認を受けて、当該認定事業者が有していた再開発事業計画の認定に基づく地位を承継することができる。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	90 日
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日